

Title	非行・犯罪行動への心理的介入におけるトラウマインフォームドケア導入の意義と可能性
Author(s)	坂東, 希
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/89517">https://hdl.handle.net/11094/89517</a>
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 論文内容の要旨

氏 名 ( 坂 東 希 )	
論文題名	非行・犯罪行動への心理的介入におけるトラウマインフォームドケア導入の意義と可能性
論文内容の要旨	
<p>本研究では、日本における非行・犯罪行動への心理的介入にトラウマインフォームドケア (Trauma-Informed Care: TIC) を導入することの意義と可能性について検討することを目的とし、非行少年や受刑者のトラウマ体験やトラウマ症状を量的調査と観察データから分析し、介入の現状や課題を把握するために、思春期の性問題行動への治療教育、非行行動に焦点をあてた心理教育グループ、そして刑務所での治療共同体 (Therapeutic Community: TC) といったさまざまな取り組みに着目した。</p> <p><b>【第1章・第5章】</b></p> <p>非行・犯罪行動を有する少年や成人の被害体験と精神的な影響について実態を明らかにするために、国内外の文献調査を実施するとともに調査研究が少ない国内の成人受刑者の被害体験の実態について調査を実施した。欧米では非行少年に高い割合でトラウマ体験や心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 症状が見られるというデータが蓄積されており、幼少期のトラウマ体験がその後の少年司法 (非行・犯罪) への関与の重要なリスク要因となる可能性が示唆されるとともに (Widom, 1989; Abram et al., 2004; Ford et al., 2006), 矯正施設内における再トラウマによる負の連鎖も認識され (Steinberg et al., 2004; Kerig &amp; Becker, 2010), 司法領域にTICの導入が進みつつある (Branson et al., 2017)。他方、日本国内では、欧米ほどのデータの蓄積はないものの、2000年以降、非行少年のトラウマ体験に関するデータは蓄積されつつあり (法務総合研究所, 2001; 科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室, 2007; 羽間, 2017), 一般人口と比べて高い傾向が示されている。また、成人受刑者に関する研究は限られているが (毛利ら, 2014; 羽間, 2019)、刑務所内治療共同体 (TC) プログラムを受講する成人男性受刑者 (52人) を対象に実施した質問紙調査の結果も踏まえ、受刑者の被虐待体験ならびに虐待以外の被害体験を有する人の割合は高い傾向にあり、PTSD症状を有する傾向が示された。TICに基づくケース対応においては、幼少期の逆境体験が発達全般に及ぼす影響を理解し、本人の症状や行動をトラウマの観点から正しく認識することで再トラウマを防ぐことが求められる。ケース理解や対応において、ACEをいかに把握し、ケアや介入にどのように役立てるかは国際的な課題の一つとされており、国内の非行・犯罪臨床においてもこれまでのアセスメントに加え、トラウマ体験やその影響を適切に把握し、介入に活かすことが求められる。</p> <p><b>【第2章】</b></p> <p>ACEの把握方法の一つとして欧米で急速に広まっているスクリーニングに関する文献レビュー (22件) を実施した結果、ACEのスクリーニングの潜在的リスクについては、さまざまな調査によって検証されつつあることが示されたものの、WHOが示したスクリーニング原則にある「利点が弊害を上回る」ほどの一貫した研究結果は示されていなかった。ACEなどトラウマ体験を聴取する調査は、回答者にとって負担の大きい調査であるため、十分な配慮と準備がないままに聴取することには注意を要する。そうした配慮や準備として抽出されたのは、1) トラウマインフォームドな手順の整備と訓練 (聴取の目的や内容の説明、明快で具体的で非評価的な質問、共感的な応答)、2) 回答の選択・拒否権の明示、3) 回答中や回答後に生じた苦痛への対応の備え、4) 効果が実証された利用可能な支援への紹介などであり、ACE保有者へのスティグマを防ぐことも含め、回答者の負担をできる限り軽減したうえで把握することが求められる。また、聴取者が回答者の支援者 (主治医など) である場合、幼少期の逆境についてやりとりすることで信頼関係が構築され、トラウマインフォームドなペアレンティングやトラウマケアなどの必要な資源にアクセスが可能になるといった肯定的な側面も示された。</p> <p><b>【第3章】</b></p> <p>性問題行動を有する少年への教育的介入について、児童福祉機関の職員の多くが苦慮している実態が明らかとなった。その内容は、1) 治療教育的介入・プログラムの改善 (アセスメント力やスキルの向上)、2) 制度化や予算措置など組織的な課題、3) 地域の理解や協働など社会的な課題、の3つのレベルに分類され、相互に関連していることが示唆された。日本でも明確で実証性のあるモデルの理解や、RNR原則に基づいた有効な介入を取り入れ、スタッフの訓</p>	

練やスーパービジョンを含む人材育成を進めること、人員確保も含め、対象者のリスクやニーズに応じた適切な用量を投入すること、社会内での介入やグループ・プログラム、家族への支援の強化を図ることで対象児童のニーズに応じた介入環境を充実させることが必要であると考えられた。

#### 【第4章】

児童自立支援施設に入所している中学生女子（7名）を対象とした教育プログラム（グループ）の実践から、自己理解と変化のプロセスを明らかにし、そのプロセスにおけるトラウマの影響について検討した。プログラム開始初期は、グループへの不信感や反発が強く見られるものの、グループの安全を感じるにつれて自己理解や変化への動機付けが高まり、その後も変化への期待と葛藤を繰り返しながら、自分の目標を見つけ、グループ内や生活場面での新たな方法を試し、自身の肯定的な変化に気づいていく過程が見出された。参加者にとって安全なグループをつくることが、否定的な気持ちも含む正直な気持ちを話すことを支え、感情認識や伝達など新たな対人関係スキルを習得することにつながる可能性が示唆された。また、グループに参加した女子児童は、虐待やネグレクト、家庭外のいじめや性被害などのさまざまなトラウマ体験を有しており、グループのあらゆる場面において、その影響と思われる無力感や自責感、不信感や自己否定などが見られ、ときには明示的ではない反応（学習に対して拒否的な態度を示しながらも、母子関係が扱われたことで刺激された反応）も見られた。このような子どもたちの反応に気づき、対応するための鍵となる要素として、スタッフの訓練やチームづくりを挙げた。

#### 【終章】

本研究で明らかにされたように、非行少年や受刑者の背景にはさまざまなトラウマがあり、非行からの立ち直りや犯罪からの離脱においては、トラウマの影響の理解と回復を支える取り組みが不可欠である。米国では、少年司法手続きに係属する若者の多くが何らかのトラウマ体験を有することを踏まえ、少年たちが犯罪に至った文脈を考慮に入れずに罰を与える従来の方法の代替策として、トラウマインフォームドな少年司法制度（Trauma Informed Juvenile Justice：TIJJ）への転換が提案されている（Oudshoorn, 2016）。TIJJは、少年による加害行為の結果を消し去ることや、罪を犯した若者を責任から逃れさせることを意図するものではなく、若者の選択（行動）に与えた影響を注意深く問いかけることであるという。つまり、被害体験は加害や犯罪行為の免罪符であってはならず、むしろ若者自身が自分の加害行為に責任を果たせるようになることが目指される。「若者が自身の行為によってもたらした害（傷）を確認するとともに、彼らが抱えている困難を解決する手助けをする」試み（Oudshoorn, 2016）は、日本の非行少年や受刑者の状況においても、有用なアプローチになりえるのではないだろうか。

本研究において着目したいずれの介入も、非行少年や受刑者という年齢や立場に関わらず、対象者が安全や安心を感じられる信頼関係が基盤となり、非行行動や犯罪行為の要因に焦点を当てたエビデンスに基づく実践が求められた。とりわけ、非行や犯罪という行動変化を促す体験として、支援者との信頼関係（ラポール）だけでなく、グループのメンバーとの関係性や感情や考えを共有するTCの取り組みの有用性が示唆された。TCには基本的前提となる言語化された理念があるが、なかでもサークルが示す対等性や尊重という価値観は、TICとも共通している。Bloomらは、TICがTCの流れをくんだものであると位置づけている（Bloom & Farragher, 2013）。いずれも安全性と非暴力の理念に基づく関わりであり、このようなトラウマインフォームドな観点を（少年）司法制度に取り入れていくことが期待される。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (坂東 希)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	准教授	野坂 祐子
	副 査	教 授	木村 涼子
	副 査	教 授	村上 靖彦
	副 査	学外委員	藤岡 淳子

## 論文審査の結果の要旨

本博士論文は、非行・犯罪行動への心理的介入にトラウマインフォームドケア (Trauma-Informed Care: TIC) を導入する意義と可能性について検討することを目的としたものであり、非行少年や受刑者のトラウマ体験やその症状を量的調査と観察データから分析した。介入の現状や課題の把握のために、思春期の性問題行動への治療教育、非行行動に対する心理教育グループ、刑務所の治療共同体 (Therapeutic Community: TC) に着目している。

第1章と第5章では、非行・犯罪行動を有する少年や成人を対象とした研究であり、対象者の被害体験と精神的な影響について、その実態を明らかにするために国内外の文献調査を実施するとともに先行研究が少ない国内の成人受刑者の被害体験の実態調査を実施した。非行少年に高い割合でトラウマ体験や心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 症状が見られるという欧米のデータと同様に、日本の刑務所内TCに参加する受刑者 (52人) への質問紙調査からも受刑者の被害体験を有する人の割合は高い傾向にあり、PTSD症状を有する傾向があることが示唆された。

第2章では、逆境的小児期体験 (ACE) の把握方法の一つとして欧米で急速に広まっているスクリーニングに関する文献レビュー (22件) であり、結果、WHOが示したスクリーニング原則にある「利点が弊害を上回る」ほどの一貫した研究結果は示されていないことが明らかにされた。トラウマ体験を聴取する調査は回答者にとって負担の大きい調査であるため、十分な配慮が必要であり、準備がないままの聴取には注意を要することが示された。

第3章では、性問題行動を有する少年への教育的介入の実態を把握するための量的調査の結果が示された。結果は、1) 治療教育的介入・プログラムの改善、2) 制度化や予算措置など組織的な課題、3) 地域の理解や協働など社会的な課題の3つに分類され、相互に関連性が示された。明確で実証性のあるモデルの理解、RNR原則に基づいた有効な介入の実施、人材育成、対象者のリスクやニーズに応じた適切な用量の投入、社会内での介入やグループ・プログラム、家族への支援強化など、対象児童のニーズに応じた介入環境の拡充の必要性が示唆された。

第4章は、児童自立支援施設に入所している中学生女子 (7名) を対象とした教育プログラムの実践研究である。プログラム初期はグループへの不信感や反発が強く見られるが、グループの安全を感じるにつれて自己理解や変化への動機付けが高まり、その後も変化への期待と葛藤を繰り返しながら自分自身の肯定的な変化に気づいていく過程が見出された。参加者にとって安全なグループをつくるのが否定的な気持ちも含む正直な気持ちを話すことを支え、感情認識や伝達など新たな対人関係スキルの習得につながる可能性が示唆された。また、プログラムのなかではトラウマの影響と思われるスタッフの無力感や自責感、不信感や自己否定などが見られ、このことから、支援者のトラウマ反応を認識し対応するための要素として、スタッフの訓練やチームづくりの重要性が挙げられた。

終章では、上記の調査結果をふまえ、非行や犯罪からの離脱において少年や受刑者の背景にあるトラウマの影響の理解と回復を支える取り組みが不可欠であることが論じられた。米国におけるトラウマインフォームドな少年司法制度 (Trauma Informed Juvenile Justice: TIJJ) を例示しながら、日本の非行少年や受刑者への支援や処遇でのTIJJの有用性を論じて、本博士論文のまとめとした。

先行研究で明らかにされているように、日本では受刑者のトラウマの実態やトラウマの影響を考慮した処遇プログラムの実施に関する研究は限られており、その実態の一端を明らかにした本博士論文は極めて独自性が高いものである。また、思春期の少年から成人の受刑者、さらに児童福祉領域の実務家といったさまざまな対象に複数の調査法を併用してアプローチした方法論的意義も有している。教育、福祉、司法の他領域にわたる課題を捉えた点も評価できる。よって、本論文は博士 (人間科学) の学位授与に値すると判定した。